

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、航空基地隊の編制に関する訓令を次のように定める。

昭和36年9月1日

防衛庁長官 藤 枝 泉 介

航空基地隊の編制に関する訓令

目次

- 第1章 航空基地隊（甲）の編制（第1条—第13条）
- 第2章 航空基地隊（乙）の編制（第14条—第23条）
- 第3章 雑則（第24条・第25条）
- 附 則

第1章 航空基地隊（甲）の編制

（任務）

第1条 航空基地隊（甲）（航空隊及び教育航空隊の編制に関する訓令（昭和40年海上自衛隊訓令第10号）第2章に規定する航空隊（乙）に編成する航空基地隊を除く。以下同じ。以下本章において「航空基地隊」という。）は、別表に掲げる海上自衛隊の基地において、当該基地に常時所在する海上自衛隊の部隊（部隊の一部を含む。）及び機関並びに臨時に当該基地を使用する海上自衛隊の隊員又は部隊に関して、次の各号に掲げる業務（以下「基地業務」という。）を行うことを任務とする。

- (1) 基地内及び基地周辺における隊員の規律の統一に関すること。
- (2) 基地の警備に関すること。
- (3) 火災予防、災害予防、消防及び救難に関すること。
- (4) 施設の使用区分、維持及び管理に関すること。
- (5) 基地通信に関すること。
- (6) 車両の運用に関すること。
- (7) 車両の整備及び整備手続に関すること。
- (8) 給養に関すること。
- (9) 給与、退職手当、恩給及び災害補償に関すること。
- (10) 損失補償及び損害賠償に関すること。
- (11) 福利厚生に関すること。
- (12) 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）の規定による若年定年退職者給付金に関すること。

- (13) 会計及び経理に関すること。
- (14) 衛生及び診療に関すること。
- (15) 広報及び部外との交渉に関すること。
- (16) 飛行場の管理に関すること。
- (17) 運航管制及び気象に関すること。
- (18) 海上幕僚長が定める再就職援護業務の実施に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、航空群司令又は教育航空群司令が行う基地に所在する部隊及び機関の調整事務に関すること。

(編制)

第2条 航空基地隊は、航空基地隊本部、管理隊、航空警備隊、運航隊、経理隊、厚生隊及び航空衛生隊をもつて編成する。ただし、必要があると認めるときは、航空衛生隊を編成に加えないことができる。

(司令及び副長)

第3条 航空基地隊の長は、航空基地隊司令（以下「司令」という。）とする。

- 2 司令は、1等海佐をもつて充てる。
- 3 司令は、航空群司令又は教育航空群司令の指揮監督を受け、航空基地隊の隊務を統括する。
- 4 航空基地隊に副長1人を置く。
- 5 副長は、司令を助け、航空基地隊の事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。

(航空基地隊本部)

第4条 航空基地隊本部においては、司令の行う航空基地隊の隊務の統括に必要な事務をつかさどる。

- 2 前項に掲げるもののほか、徳島航空基地隊本部及び小月航空基地隊本部においては、有線及び無線の通信（運航隊長の所掌に属するものを除く。）並びに通信器材の整備に関する事務をつかさどる。

(管理隊)

第5条 管理隊の長は、管理隊長とする。

- 2 管理隊長は、司令の命を受け、基地の施設及び支援船（支援船の配属される航空基地隊に限る。）の管理に関する業務を行う。

(航空警備隊)

第6条 航空警備隊の長は、航空警備隊長とする。

- 2 航空警備隊長は、司令の命を受け、次の業務を行う。
 - (1) 基地の警備並びに基地内及び基地周辺における隊員の規律の統一に関すること。
 - (2) 救難車両による航空救難に関すること。

(3) 基地の車両の管理に関する事（機動施設隊に属するものを除く。）。

（運航隊）

第7条 運航隊の長は、運航隊長とする。

2 運航隊長は、司令の命を受け、次の業務を行う。

- (1) 航空機の運航管制に関する事。
- (2) 気象に関する事。

第8条 削除

（経理隊）

第9条 経理隊の長は、経理隊長とする。

2 経理隊長は、司令の命を受け、会計、出納及び契約に関する業務を行う。

第10条 削除

（厚生隊）

第11条 厚生隊の長は、厚生隊長とする。

2 厚生隊長は、司令の命を受け、隊員の福利厚生、給食及び栄養管理、糧食の調達及び補給並びに防衛省の職員の給与等に関する法律の規定による若年定年退職者給付金に関する業務を行う。

（航空衛生隊）

第12条 航空衛生隊の長は、航空衛生隊長とする。

2 航空衛生隊長は、司令の命を受け、隊員の保健衛生及び診療並びに衛生資材の調達、補給及び整備に関する業務を行う。

第13条 削除

第2章 航空基地隊（乙）の編制

（任務）

第14条 航空基地隊（乙）（航空隊及び教育航空隊の編制に関する訓令第2章に規定する航空隊（乙）に編成する航空基地隊を除く。以下同じ。以下本章において「航空基地隊」という。）は、当該航空基地隊の所在する基地において、当該基地に常時所在する海上自衛隊の部隊（部隊の一部を含む。）及び機関並びに臨時に当該基地を使用する海上自衛隊の隊員又は部隊に関して、次の各号に掲げる業務を行うことを任務とする。

- (1) 救難に関する事。
- (2) 給油に関する事。
- (3) 飛行場の管理に関する事。
- (4) 運航管制及び気象に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、航空機に対する支援（整備を除く。）に関する事。
- (6) 基地内における隊員の規律の統一に関する事。

- (7) 火災予防、災害予防及び消防に関すること。
- (8) 施設の使用区分、維持及び管理に関すること。
- (9) 給養に関すること。
- (10) 衛生及び診療に関すること。

(編制)

第15条 航空基地隊は、航空基地隊本部、管理隊、運航隊、補給隊、航空衛生隊及び航空派遣隊をもって編成する。

2 航空派遣隊の編制は、別に定めるところによる。

(司令及び副長)

第16条 航空基地隊の長は、航空基地隊司令（以下本章において「司令」という。）とする。

2 司令は、1等海佐をもって充てる。

3 司令は、航空群司令の指揮監督を受け、航空基地隊の隊務を統括する。

4 航空基地隊に、副長1人を置く。

5 副長は、司令を助け、航空基地隊の事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。

(航空基地隊本部)

第17条 航空基地隊本部においては、司令の行う航空基地隊の隊務の統括に必要な事務並びに有線及び無線の通信（運航隊長の所掌に属するものを除く。）並びに航空基地隊の通信器材の整備に関する事務をつかさどる。

(管理隊)

第18条 管理隊の長は、管理隊長とする。

2 管理隊長は、司令の命を受け、基地の施設の管理に関する業務を行う。

(運航隊)

第19条 運航隊の長は、運航隊長とする。

2 運航隊長は、司令の命を受け、次の業務を行う。

- (1) 航空機の運航管制に関すること。
- (2) 救難車両による航空救難に関すること。
- (3) 気象に関すること。
- (4) 航空機の乗員の行う整備の支援に関すること。
- (5) 基地の車両の管理に関すること。

第20条 削除

(補給隊)

第21条 補給隊の長は、補給隊長とする。

2 補給隊長は、司令の命を受け、物品の補給及び整備、会計、福利厚生、給食並びに被

服の支給及び交換に関する業務を行う。

(航空衛生隊)

第22条 航空衛生隊の長は、航空衛生隊長とする。

2 航空衛生隊長は、司令の命を受け、隊員の保健衛生及び診療に関する業務を行う。

第23条 削除

第3章 雑 則

(分隊)

第24条 航空基地隊(甲)司令は航空基地隊(甲)の、航空基地隊(乙)司令は航空基地隊(乙)のそれぞれの隊員をもつて、規律の維持、隊員の身上取扱い等のため、分隊1以上を編成することができる。

(委任規定)

第25条 この訓令に定めるもののほか、航空基地隊(甲)及び航空基地隊(乙)の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附 則(抄)

1 この訓令は、昭和36年9月1日から施行する。

附 則(昭和37年5月1日海上自衛隊訓令第9号海上自衛隊警務隊の編制及び運用に関する訓令附則第5項)(抄)

1 この訓令は、昭和37年5月1日から施行する。

附 則(昭和37年8月29日海上自衛隊訓令第23号)

この訓令中、第3航空隊に係る部分については昭和37年10月1日から、その他の部分については昭和37年9月1日から施行する。

附 則(昭和37年12月21日海上自衛隊訓令第28号海上自衛隊の使用する船舶の区分等及び名称等を付与する標準を定める訓令の一部を改正する訓令附則第14項)(抄)

1 この訓令は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則(昭和38年1月1日海上自衛隊訓令第1号)

この訓令中、「第51航空隊」に係る部分については昭和38年3月31日から、その他の部分については昭和38年3月15日から施行する。

附 則(昭和38年8月1日海上自衛隊訓令第11号)

この訓令は、昭和38年8月1日から施行する。

附 則(昭和38年11月29日海上自衛隊訓令第18号)

この訓令は、昭和38年12月1日から施行する。

附 則(昭和40年1月18日海上自衛隊訓令第4号)

この訓令は、昭和40年2月1日から施行する。

附 則(昭和40年3月20日海上自衛隊訓令第9号)

この訓令は、昭和40年3月25日から施行する。

附 則（昭和43年3月14日海上自衛隊訓令第3号基地隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第5条）（抄）

この訓令は、昭和43年3月16日から施行する。

附 則（昭和43年9月28日海上自衛隊訓令第20号）

この訓令は、昭和43年11月30日から施行する。

附 則（昭和44年7月28日海上自衛隊訓令第11号）

この訓令は、昭和44年7月29日から施行する。

附 則（昭和45年3月2日海上自衛隊訓令第10号衛生隊の編制に関する訓令附則第3項）

この訓令は、昭和45年3月2日から施行する。

附 則（昭和46年6月23日海上自衛隊訓令第21号）

この訓令は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則（昭和47年1月27日海上自衛隊訓令第1号基地隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第4条）

この訓令は、昭和47年2月1日から施行する。

附 則（昭和47年2月25日海上自衛隊訓令第5号）

この訓令は、昭和47年3月3日から施行する。

附 則（昭和48年2月19日海上自衛隊訓令第4号）

1 この訓令は、昭和48年3月1日から施行する。ただし、別表下総航空基地隊の項の改正規定中教育航空集団司令部に係る部分は、同年2月20日から施行する。

2 昭和48年2月20日から同月28日までの間は、この訓令による改正後の航空基地隊の編制に関する訓令別表宇都宮航空基地の項中「教育航空集団司令部、宇都宮教育航空群司令部」とあるのは「宇都宮教育航空群司令部」と読み替えるものとする。

附 則（昭和48年4月16日海上自衛隊訓令第21号通信隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第4条）

この訓令は、昭和48年4月16日から施行する。

附 則（昭和48年10月12日海上自衛隊訓令第46号）

この訓令は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則（昭和49年2月6日海上自衛隊訓令第2号）

この訓令は、昭和49年2月16日から施行する。

附 則（昭和49年4月10日海上自衛隊訓令第14号通信隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第4条）

この訓令は、昭和49年4月11日から施行する。ただし、第4条の規定は、同年5月16日から施行する。

附 則（昭和49年11月22日海上自衛隊訓令第46号海上自衛隊の使用する艦船等の塗粧及び着標に関する訓令等の一部を改正する訓令第2条）

この訓令は、昭和49年12月10日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年11月27日から施行する。

附 則（昭和51年6月28日海上自衛隊訓令第16号）

この訓令は、昭和51年7月1日から施行する。

附 則（昭和52年12月26日海上自衛隊訓令第22号基地隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第4条）

この訓令は、昭和52年12月27日から施行する。

附 則（昭和53年4月5日海上自衛隊訓令第11号海上自衛隊幹部候補生学校の組織に関する訓令等の一部を改正する訓令第5条）

この訓令は、昭和53年4月5日から施行する。

附 則（昭和56年3月24日海上自衛隊訓令第16号）

この訓令は、昭和56年3月27日から施行する。

附 則（昭和56年4月3日海上自衛隊訓令第29号）

この訓令は、昭和56年4月3日から施行する。

附 則（昭和56年7月10日海上自衛隊訓令第35号）

この訓令は、昭和56年7月15日から施行する。

附 則（昭和56年10月20日海上自衛隊訓令第47号）

この訓令は、昭和56年10月31日から施行する。

附 則（昭和57年5月27日海上自衛隊訓令第22号）

この訓令は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月28日海上自衛隊訓令第9号）

この訓令は、昭和58年3月30日から施行する。

附 則（昭和59年3月16日海上自衛隊訓令第6号）

この訓令は、昭和59年3月30日から施行する。

附 則（昭和62年6月29日海上自衛隊訓令第31号）

この訓令は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則（昭和62年11月27日海上自衛隊訓令第49号）

この訓令は、昭和62年12月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月2日海上自衛隊訓令第5号音響業務支援隊の編制に関する訓令の一部を改正する訓令附則第2項）（抄）

1 この訓令は、昭和63年3月31日から施行する。

附 則（平成元年8月30日海上自衛隊訓令第33号）

この訓令は、平成元年9月1日から施行する。

附 則（平成2年6月8日海上自衛隊訓令第13号連絡所の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第2条）

この訓令は、平成2年6月8日から施行する。

附 則（平成2年10月1日防衛庁訓令第38号防衛庁職員給与法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係訓令の一部を改正する訓令第44条）

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成3年4月12日海上自衛隊訓令第14号調査隊の編制及び運用に関する訓令及び航空基地隊の編制に関する訓令の一部を改正する訓令第2条）

この訓令は、平成3年4月12日から施行する。

附 則（平成3年11月26日海上自衛隊訓令第24号航空基地隊の編制に関する訓令及び海上自衛隊警務隊の編制及び運用に関する訓令の一部を改正する訓令第1条）

この訓令は、平成3年12月6日から施行する。

附 則（平成4年3月9日海上自衛隊訓令第4号）

この訓令は、平成4年3月31日から施行する。

附 則（平成4年4月10日海上自衛隊訓令第19号）（抄）

1 この訓令は、平成4年4月10日から施行する。

（航空基地分遣隊の編制に関する訓令の廃止）

2 航空基地分遣隊の編制に関する訓令（昭和43年海上自衛隊訓令第11号）は、廃止する。

附 則（平成5年4月1日海上自衛隊訓令第16号調査隊の編制及び運用に関する訓令及び航空基地隊の編制に関する訓令の一部を改正する訓令第2条）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年7月23日海上自衛隊訓令第21号）

この訓令は、平成5年7月30日から施行する。

附 則（平成6年6月24日海上自衛隊訓令第17号）

この訓令は、平成6年6月24日から施行する。

附 則（平成7年3月28日海上自衛隊訓令第25号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年6月27日海上自衛隊訓令第32号対潜資料隊の編制に関する訓令の一部を改正する訓令附則第3項）

この訓令は、平成7年6月30日から施行する。

附 則（平成9年3月6日海上自衛隊訓令第5号海上自衛隊の編成等に関する訓令の一部を改正する訓令附則第2項）

この訓令は、平成9年3月24日から施行する。

附 則（平成10年2月27日海上自衛隊訓令第3号）

この訓令は、平成10年3月20日から施行する。

附 則（平成10年12月2日防衛庁訓令第46号防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令第22条）

この訓令は、平成10年12月8日から施行する。

附 則（平成12年4月27日海上自衛隊訓令第23号）

この訓令は、平成12年6月2日から施行する。

附 則（平成13年3月2日海上自衛隊訓令第2号）

この訓令中、第1条の規定は平成13年3月5日から、第2条の規定は平成13年3月24日から施行する。

附 則（平成14年3月20日海上自衛隊訓令第25号）

この訓令は、平成14年3月22日から施行する。

附 則（平成15年3月20日海上自衛隊訓令第3号）

この訓令は、平成15年3月27日から施行する。

附 則（平成18年3月30日海上自衛隊訓令第27号）

この訓令は、平成18年4月3日から施行する。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号防衛庁の省移行に伴う関係訓令の整備に関する訓令第78条）

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成20年3月25日防衛省訓令第12号防衛省職員の健康管理に関する訓令等の一部を改正する訓令第72条）（抄）

1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成21年7月29日防衛省訓令第48号防衛大臣補佐官及び防衛会議並びに自衛隊情報保全隊の設置等に伴い俸給支給機関の指定等に関する訓令等の一部を改正する等の訓令第56条）

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成23年6月1日海上自衛隊訓令第18号）

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日防衛省訓令第10号装備審査会議に関する訓令等の一部を改正する訓令第17条）

この訓令は、平成26年3月26日から施行する。

附 則（平成27年8月10日海上自衛隊訓令第14号）

この訓令は、平成27年8月31日から施行する。

附 則（平成27年10月1日防衛省訓令第35号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年11月27日防衛省訓令第51号）

この訓令は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日海上自衛隊訓令第5号）

この訓令は、平成28年3月28日から施行する。

附 則（平成30年2月28日防衛省訓令第5号船舶の造修等に関する訓令等の一部を改正する訓令第5条）

この訓令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 第3条、第5条から第7条まで及び第10条の規定 平成30年3月23日

附 則（平成30年3月28日防衛省訓令第17号航空救難に関する訓令等の一部を改正する訓令第3条）

この訓令は、平成30年4月2日から施行する。

別表（第1条関係）

名 称	基 地
鹿屋航空基地	第1航空群司令部、第1航空隊、第1整備補給隊、鹿屋航空基地隊、鹿屋航空分遣隊、第1航空修理隊、鹿児島音響測定所、第211教育航空隊、第212教育航空隊、中央システム通信隊えびの送信所、鹿屋システム通信分遣隊及び鹿屋警務分遣隊の所在する施設
八戸航空基地	第2航空群司令部、第2航空隊、第2整備補給隊、八戸航空基地隊、第2航空修理隊、機動施設隊、八戸システム通信分遣隊及び八戸警務分遣隊の所在する施設
厚木航空基地	航空集団司令部、第4航空群司令部、第3航空隊、第4整備補給隊、厚木航空基地隊、第51航空隊、第61航空隊、航空管制隊、航空プログラム開発隊、厚木システム通信分遣隊及び厚木警務分遣隊の所在する施設
那覇航空基地	第5航空群司令部、第5航空隊、第5整備補給隊、那覇航空基地隊、那覇システム通信分遣隊及び那覇警務分遣隊の所在する施設
館山航空基地	第21航空群司令部、第21航空隊（硫黄島航空分遣隊を除く。）、第21整備補給隊、館山航空基地隊、館山システム通信分遣隊及び館山警務分遣隊の所在する施設
大村航空基地	第22航空群司令部、第22航空隊（鹿屋航空分遣隊を除く。）、第22整備補給隊、大村航空基地隊、大村システム通信分遣隊及び大村警務分遣隊の所在する施設
岩国航空基地	第31航空群司令部、第71航空隊、第81航空隊、第91航空隊、第31整備補給隊、岩国航空基地隊、第111航空隊、岩国システム通信分遣隊及び岩国警務分遣隊の所在する施設
下総航空基地	教育航空集団司令部、下総教育航空群司令部、第203教育航空隊、第203整備補給隊、下総航空基地隊、下総システム通信分遣隊、移動通信隊、海上自衛隊第3術科学校、海上自衛隊航空補給処下総支処及び下総警務分遣隊の所在する施設
徳島航空基地	徳島教育航空群司令部、第202教育航空隊、第202整備補給隊、徳島航空基地隊及び徳島警務分遣隊の所在する施設
小月航空基地	小月教育航空群司令部、第201教育航空隊、小月教育航空隊、第201整備補給隊、小月航空基地隊及び小月警務分遣隊の所在する施設